



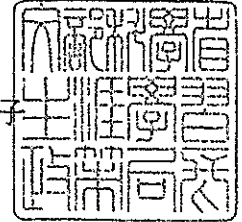
28文科生第714号

平成29年1月23日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

有松育子



(印影印刷)

平成29年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度
認定試験の実施について（依頼）

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（以下「中卒認定試験」という。）は、学校教育法第18条に規定された、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等に対して、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために行う試験です。

上記趣旨を踏まえ、中卒認定試験の実施に当たっては、各都道府県の域内の受験生の便宜を考慮し、各都道府県教育委員会において本試験の試験会場の設置及び運営への御協力につき格別の御配慮をお願いします。

また、中卒認定試験の実施については、別紙1の実施要項及び別紙2により行うこととし、試験会場の設置及び運営等に係る経費については、平成28年度の本試験と同様に文部科学省において措置します。

については、本試験への御協力の可否について、別紙3により平成29年2月3日（金）までに御回答願います。

【本件問合せ先】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
認定試験第一係 稲田，西村

TEL 03-5253-4111(内線2024, 3267)

03-6734-3267(直通)

FAX 03-6734-3281

e-mail k-shiken@mext.go.jp